

熊本県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金 Q&A

令和6年6月28日現在

No	内容	質問	回答
1	対象について (全般)	今回の支援金について、支援の対象となる施設・事業所を教えてください。	今回の支援対象は、令和6年3月31日時点（支給決定基準日）において、熊本市を除く熊本県内の指定障害福祉サービス施設・事業所等を開設又は管理し、今後も事業を継続する意思を有する者となります。※令和5年10月1日から令和6年3月31日までの全期間において事業を休止している施設・事業所並びに県及び市町村が開設する施設・事業所を除きます。 併せて、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に、施設・事業所に係る光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を有することが必要です。 詳細は実施要項等で御確認ください。
2	対象について (全般)	指定障害福祉サービス施設・事業所以外で障がい福祉事業を行う施設等（地域活動支援センター、基準該当障害福祉サービス事業所等）は、今回の県の支援金を申請することができますか。	県の支援金の支援対象ではありません。 所在市町村に類似の支援策がないかお問い合わせください。
3	対象について (全般)	支出した光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分について、利用者負担額を増額したため、法人負担額の上昇分がない場合は、申請できますか。	申請できません。 今回の支援金の対象となるのは、国が定める公定価格（介護給付費等）により運営されており物価高騰の影響を受けて費用が増加している施設・事業所となります。
4	対象について (全般)	指定就労支援事業所等において、支出した光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分について、福祉事業活動に係る会計分と生産活動に係る会計分のどちらも対象となりますか。また片方のみ対象となる場合は、どのように区分すればよいですか。	今回の支援金の対象となるのは、国が定める公定価格（介護給付費等）により運営されており物価高騰の影響を受けて費用が増加している施設・事業所となるため、福祉事業活動に係る会計分として支出した光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分がある場合に申請可能です。 共通経費の区分については、生産活動の業種・業態によりさまざまな経費の形態が想定されますので、各法人の取引の実態に即した合理的な区分を行ってください。（厚生労働省作成「就労支援事業会計の運用ガイドライン」参照）
5	対象について (全般)	多機能型の特例対象となっている複数サービスを同一の施設・事業所で実施している場合、それぞれ対象となりますか。	多機能型の特例対象となっているサービスについて、各指定障害福祉サービス事業所として専有のサービス提供区画、事務所を有している場合、同一事業所で複数サービスを申請することができます。（同一区画について時間帯で提供サービスを分けている場合は、専有の区画を有するとはみなされません。）
6	対象について (全般)	多機能型の特例対象となっていない複数サービスを同一の施設・事業所等で実施している場合、それぞれ対象となりますか。	多機能型の特例対象となっていないサービスについて、各指定障害福祉サービス事業所として専有のサービス提供区画、事務所を有している場合のみ、同一事業所で複数サービスを申請することができます。（同一区画について時間帯で提供サービスを分けている場合は、専有の区画を有するとはみなされません。）
7	対象について (全般)	主たる事業所と従たる事業所（又は出張所）を有する施設・事業所の申請は、どのようになりますか。	指定事業所単位での申請となります。 なお、利用定員区分は主たる事業所と従たる事業所の定員の合計となります。
8	対象について (全般)	障害者支援施設が実施する施設入所支援と日中系サービスは、それぞれ対象となりますか。	障害者支援施設が実施する施設入所支援と日中系サービスは、区画・部屋を区分しサービスの提供を行う必要があるため、施設入所支援と日中系サービスをそれぞれ申請することができます。

No	内容	質問	回答
9	対象について (他分野)	介護関係と障がい関係の共生型障がい福祉サービスを実施していますが、それぞれ対象となりますか。	どちらか一方が対象となります。 共生型障がい福祉サービス等を実施している事業所で、複数分野で今回の支援金の対象となる施設・事業所等は、本来のサービス等を実施している（指定を先に受けた）分野でのみ申請してください。
10	対象について (他分野)	療養介護、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援サービスを実施している場合、医療機関分と障がい分はそれぞれ対象となりますか。	療養介護、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援サービスを実施している場合、訓練室等の障がい福祉サービス提供区画・部屋等を整備する必要があるため、医療機関分と障害福祉サービス施設・事業所分をそれぞれ申請することができます。 それぞれ申請書が異なりますので、ご注意ください。
11	対象について (訪問系)	「訪問系」のサービスを複数実施していますが、それぞれのサービスについて対象となりますか。	訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）サービスについては、同一事業所で実施している場合は実施しているサービスの数に関わらず、1事業所として申請してください。 各指定障害福祉サービス事業所として専有のサービス提供区画、事務所を有している場合のみ、同一事業所で複数サービスを申請することができます。
12	対象について (訪問系)	同じ「訪問系」の事業所で、介護サービスと併せて障がい福祉サービスを実施していますが、介護分と障がい分それぞれ対象となりますか。	介護サービスと併せて障がい福祉サービスを実施している訪問系の施設・事業所は、本来のサービス等を実施している（指定を先に受けた）分野で、1事業所として申請してください。 介護サービス又は障がい福祉サービスとして専有のサービス提供区画、事務所を有している場合のみ、同一事業所で複数サービスを申請することができます。
13	対象について (通所系)	自立訓練（生活訓練）で通所支援と宿泊型の双方のサービスを実施している場合、それぞれ対象となりますか。	指定事業所単位での申請となります。 なお、利用定員区分は通所支援と宿泊型の定員の合計となります。
14	対象について (入所系)	短期入所サービス事業所について、「併設事業所」、「空床利用型事業所」、「単独型事業所」で取り扱いに違いはありますか。	短期入所サービス事業所について、「空床利用型事業所」は県の支援金の対象となりません。対象となる「併設事業所」、「単独型事業所」のみ申請してください。
15	対象について (入所系)	共同生活援助サービスで、共同生活住居を複数有する事業所の申請は、どのようになりますか。	指定事業所単位での申請となります。 なお、利用定員区分は複数の共同生活住居の定員の合計となります。
16	申請方法について	申請方法はどのようにすればいいですか。	申請書及び添付書類について、障害福祉サービス施設・事業所等を所管する法人において取りまとめの上、原則電子メールによる提出となります。電子メールによる提出に支障がある場合のみ紙での郵送提出が可能です。 申請に必要な様式等は、熊本県ホームページからダウンロードして使用してください。  ホームページ掲載箇所： 熊本県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金事業の実施について <a href="https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/27/157789.html">https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/27/157789.html</a>  メール提出先： syougai@kmp-bukka.com 郵送提出先： 〒862-0950 熊本県中央区水前寺六丁目5-19 熊本県住宅供給公社ビル4階 熊本県物価高騰対策支援申請受付事務局 宛

No	内容	質問	回答
17	申請方法について	申請の際の添付資料はどのようなものが必要ですか。	<p>以下の申請書及び添付書類について、原則電子メールにより提出してください。</p> <p>○支援金交付申請書様式データ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式1）</li> <li>・事業所内訳書（様式1別表1）</li> <li>・誓約事項チェックリスト（様式1別表2）</li> <li>・振込口座情報関係（通帳の写し等）</li> </ul> <p>≪申請者と異なる名義の振込口座を指定する場合のみ提出が必要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援金代理受領委任状（※押印が必要なため、紙で提出）</li> </ul>
18	申請方法について	今回の支援金について、問い合わせ先はどちらになりますか。	<p>下記事務局にメール又は電話でご連絡ください。その際、支援金の名称と申請者名（法人名）をお伝えください。</p> <p>&lt;メールアドレス&gt; syougai@kmp-bukka.com                  &lt;電話番号&gt; 096-327-9875                  &lt;受付時間&gt; 平日 9:00から17:00まで（12:00～13:00は除く）</p>
19	申請方法について	複数の障害福祉サービス施設・事業所の開設者です。申請はどのように行えばよいですか。	<p>申請は、法人毎に原則1回です。複数の障害福祉サービス施設・事業所分をとりまとめて行ってください。また、申請書を提出する際は、法人内の障害福祉サービス施設・事業所で申請漏れがないか、必ず確認してください。</p>
20	申請方法について	申請後に記載漏れや誤りに気づいた場合はどうすればよいですか。	<p>下記事務局にメール又は電話でご連絡ください。その際、支援金の名称と申請者名（法人名）をお伝えください。</p> <p>&lt;メールアドレス&gt; syougai@kmp-bukka.com                  &lt;電話番号&gt; 096-327-9875                  &lt;受付時間&gt; 平日 9:00から17:00まで（12:00～13:00は除く）</p>
21	申請方法について	申請者（法人代表者）名義ではない口座を、振込口座とすることはできますか。	<p>可能ですが、支援金を受領する権限を申請者が振込名義人に委任したことを証する「委任状兼口座振替申出書」を提出する必要があります。押印が必要ですので、電子メールで申請書データを提出するとともに、郵送で当「委任状兼口座振替申出書」を含む申請書類一式を「熊本県物価高騰対策支援申請受付事務局」へ提出してください。※県庁ではありません。送付先にご注意ください。</p>